

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月28日（平成29年（行情）諮問第524号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行情）答申第562号）

事件名：障害を有する児童生徒の配慮の内容が分かる文書の開示決定に関する
件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「障害を有する児童生徒に配慮の内容が分かる文書（障害種ごと）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～（平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月16日付け27受文科初第4341号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

文書の特定に誤りがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、「障害を有する児童生徒に配慮の内容が分かる文書（障害種ごと）」（本件請求文書）についてなされたものである。

本件開示請求については、請求内容から、障害の状態等に応じた教育的対応について解説されている「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～（平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」で特定を行うことが可能であると考えたところ。

なお、特定に誤りがあった場合に、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましいという法の趣旨を踏ま

え、特定した文書の概略を明記した上で文書の特定等に対する要望を確認するため、補正を依頼したが、一定期間経過しても返答がなかったため、文書を特定して、開示としたところ、審査請求人から、開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

2 開示決定の妥当性について

上記の開示文書には、障害のある児童生徒等の障害の状態に応じた教育的対応について、第3編において合理的配慮観点等の記載がされており、開示請求の内容に適合し、文書の特定に誤りはないものである。

なお、開示決定を行うに当たっては、平成28年2月19日に補正を依頼したが、回答がなかったことから、予め特定した文書で、開示決定を行ったものである。

3 原処分当たりの考え方について

以上のことから、行政文書を特定して、開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年3月5日 審議
- ④ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件は、障害を有する児童生徒に配慮の内容が分かる文書（障害種ごと）の開示を求めるものであるところ、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～（平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」（本件対象文書）は、障害の状態等に応じた教育的対応について解説している文書であり、障害のある子供の教育における合理的配慮の観点等の記載があることから、対象文書として特定したところである。

イ 念のため、本件対象文書の外に本件開示請求に該当するような文書がないか改めて本件対象文書を担当している特別支援教育課において、執務室及び書庫等を探索したが、本件対象文書の外に該当する文書の存在は確認できなかった。

ウ 以上のことから、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は認められず、原処分は妥当であったと考える。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、文部科学省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司